

第4回 証拠一覧表はなぜ使いづらいままなのか

刑事弁護委員会副委員長 赤木 竜太郎 (67期)

1 証拠一覧表の記載内容

公判前整理手続に付された事件では、検察官から弁護人に対し、「検察官が保管する証拠の一覧表」が交付される（刑事訴訟法316条の14第2項）。これは一般的に「証拠一覧表」と呼ばれている。「被告人又は弁護人から請求があったときは」とされていることから、検察官に請求をしなければ交付されることはない。もっとも、公判前整理手続に付された時点で、「証拠一覧表の交付を請求する」旨を簡潔に記載した書面を提出すれば充分である。

証拠一覧表に記載される証拠は、原則として、当該事件の証拠であって検察官が保管しているもの全てである（この「当該事件の証拠」の範囲をどのように考えるかについては解釈の余地がある。少なくとも、検察庁において当該事件の証拠書類として綴られているものに限定する合理的な根拠はない）。書証も証拠物も含まれる。

書証についていえば、証拠ごとに通し番号が振られ、証拠のタイトルである「標目」、「作成年月日」及び「供述者又は作成者の氏名」（刑事訴訟法316条の14第3項）が記載されている。

証拠一覧表の交付や記載事項は、証拠開示に関する裁定（刑事訴訟法316条の25以下）の対象とならない。もっとも、証拠一覧表の交付義務や、当該証拠を一覧表に記載する義務があるにもかかわらず、検察官がこれに応じないような場合には、訴訟指揮権に基づいて証拠一覧表の交付を命じるよう裁判所に申し立てることが考えられる。

2 活用上の難点

証拠一覧表の意義は明白である。検察官の手持ち

証拠の存在を弁護人に明示することにより、弁護人による円滑な証拠開示請求を可能にするものである。もっとも、証拠一覧表を活用するにあたっては、いくつか難点がある。

まず、上記のように「標目」や「供述者又は作成者の氏名」以上に、具体的な証拠の内容や概要が記載されていないということである。一覧表に記載されている情報だけでは、その証拠がどのような証拠なのか、開示を求める必要がある証拠なのか、必要があるとして類型証拠開示請求や主張関連証拠開示請求の対象になる証拠なのか、判断できないことが非常に多い。弁護人が把握している事件関係者が供述者とされている供述調書であればよいが、把握していない者が供述者とされている場合は、それがどのような人物の、どのような点に関する供述を録取した書面なのか、一覧表からは分からない。捜査報告書についても、タイトルが「●●に関する報告書」とされているなど、ある程度内容やテーマを推知できる場合はよいが、そうではないタイトル（例えば、単に「捜査報告書」とされているもの）である場合は、手がかりはほとんどない。

また、条文上、証拠一覧表に記載されているのは、検察官が保管する証拠に限られる。したがって、まだ検察官のもとに追送されずに警察官が保管している証拠は一切記載されない。そして、ほとんど全ての事件では、警察官が保管したまま追送されていない証拠が存在し、その中には相当重要な証拠が含まれていることも少なくない。これらの警察官の手元にある証拠も、判例上、類型証拠開示請求及び主張関連証拠開示請求の対象となる。

以上を踏まえると、証拠一覧表を確認し、その記載内容を手がかりに、第一弾の類型証拠開示請求を行うという発想は非常に危険である。証拠の内容が

一覧表で推知できないことを理由に、重要な証拠が開示請求の対象から漏れてしまうことがあり得る上、検察官の手元にはない証拠については確実に請求漏れが生じてしまう。かえって証拠開示が不十分となり、本末転倒である。

現行の証拠一覧表の記載事項を前提にすれば、証拠一覧表は「開示請求漏れがないかの確認」に使うのが望ましい。すなわち、証拠一覧表の記載とは無関係に、まずは類型証拠開示請求を行う（本稿では、どのような体裁及び内容の類型証拠開示請求が望ましいかについては触れない）。この段階で、必要かつ法律上開示されるべき証拠はすべて開示を求めつつも請求を行う。そして、検察官より開示がされた後、証拠一覧表と開示された証拠を対照し、証拠一覧表から開示済みの証拠を消していく。残った証拠が、検察官手持ち証拠のうち、未開示の証拠であり、それをみた上で再度の類型証拠開示請求または主張関連証拠開示請求の要否及び具体的な内容を検討する。なお、第一回目の類型証拠開示請求の対象となることが明らかであるにもかかわらず、開示がされていない証拠が一覧表上で確認できることも多い。このような場合も、当該証拠について開示するよう、再度検察官に求めることとなる。

問題は、このような確認作業を行うことの負担の大きさである。証拠一覧表に記載される証拠の点数は通常は数百点であり、大規模な事件であれば千点を優に超える。弁護人は、開示された証拠の標目、作成日、供述者等が一致する証拠が、証拠一覧表上のどこに記載されているか、1点ずつ手作業で確認しなければならない。数時間で終わるような作業ではなく、記録検討や起案を行いながらこの作業を行う弁護人の負担は非常に大きい。

一部の検察官は、証拠開示を行う際に弁護人に交

付する書面において、開示する証拠の標目ごとに、証拠一覧表上の通し番号を記載することがある。また、証拠開示の都度、更新した証拠一覧表（既に開示済みの証拠については網掛けがされているなど、開示済みの証拠と未開示の証拠が一目でわかる工夫がされている）が交付されることもある。このような措置を講じることは、条文上は検察官に義務付けられているものではない。あくまで個々の検察官の判断によるものと考えられる。もっとも、このような措置が講じられた場合、弁護人の確認作業の負担は劇的に減少する。弁護人は速やかに追加の証拠開示請求の要否を判断することができ、証拠開示をめぐるやり取りの迅速化を図ることが可能となる。

検察官としても（実際の作業をするのは検察事務官であると考えられるが）、証拠一覧表を作成するにあたって手持ち証拠を一覧性のあるデータで管理しており、それと紐付けられた形で、既に開示した証拠の標目を管理しているのではないかと予想する（少なくともそのような手法は合理的である）。とすれば上記の措置を講じることが、そこまで大きな負担になるとは考え難い。

しかし、残念ながらこのような対応をとる検察官は一部に限られている。弁護人が検察官に対して要望しても、応じられないと回答する検察官が圧倒的に多い。

現状においては、「確認用」のツールとして証拠一覧表は不完全である。弁護人が個々の事件において検察官に対して根気強く要請と調整を行い、運用を変える努力をしていく他ないであろう。